備品管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 吹田子ども家庭センター | 　下記の備品について、備品出納簿に消費税相当額が含まれずに記載されていた。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額（誤） | 金額（正） |
| 商品名 |
| 機械器具類 | 事務器具類 | 令和５年11月16日 | １ | 140,000円 | 154,000円 |
| ＷＩＳＣ－Ｖ |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（物品の出納の通知及び帳簿の記載）第80条　物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。２　前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。　一　備品出納簿（様式第39号）【備品出納簿記帳業務：備品出納簿記帳[直接入力]】（総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」）１．備品出納簿記帳[直接入力]（新規登録）◇画面項目説明(k) 保管場所、数量、単価、金額単価(個別備品の場合のみ必須)・単価(税込)を入力します。 |
| 措置の内容 |
| 検出事項について、備品出納簿の登録内容を修正した。検出事項の原因は、備品出納簿の登録についての担当者の認識誤り及び決裁者の確認不足によるものであった。再発防止に向け、所属内で今回の検出事項を共有し、複数職員による確認を徹底することとした。今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月１日から令和７年１月31日まで）